

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	四半期報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の7第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成20年8月6日
<b>【四半期会計期間】</b>	第9期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
<b>【会社名】</b>	SBIフューチャーズ株式会社
<b>【英訳名】</b>	SBI Futures Co., Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 織田 貴行
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番16号
<b>【電話番号】</b>	03-3663-6122（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 管理本部長 入江 健
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番16号
<b>【電話番号】</b>	03-3663-6122（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 管理本部長 入江 健
<b>【縦覧に供する場所】</b>	SBIフューチャーズ株式会社 大阪支店 （大阪市中央区久太郎町二丁目5番31号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期 累計(会計)期間	第8期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益(千円) (うち受取手数料)	165,141 (167,073)	905,715 (910,724)
経常損失( )(千円)	106,072	257,873
四半期(当期)純損失( ) (千円)	107,024	91,993
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金(千円)	1,695,236	1,695,236
発行済株式総数(株)	35,978	35,978
純資産額(千円)	2,237,081	2,344,106
総資産額(千円)	9,304,623	8,901,071
1株当たり純資産額(円)	62,169.90	65,144.63
1株当たり四半期(当期)純損失 ( )(円)	2,974.73	2,560.70
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-
自己資本比率 (修正自己資本比率)(%) (注)3	24.0 (77.5)	26.3 (66.1)
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	76,162	123,566
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	11,194	59,763
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	-	9,945
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,139,279	1,226,635
従業員数(人)	41	40
委託者資産保全措置率(%) (注)4	316.7	1,150.6
純資産額規制比率(%) (注)5	2,016.4	1,589.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 修正自己資本比率

$$\text{修正自己資本比率} = \frac{(\text{純資産額} - \text{新株予約権})}{\text{総資産額}(\quad)} \times 100$$

( 委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。)

4. 委託者資産保全措置率

$$\text{委託者資産保全措置率} = \frac{\text{委託者資産保全措置額}}{\text{保全対象財産額}(\quad)} \times 100$$

( 商品取引員である当社が委託者から預かった取引証拠金及び委託証拠金に、委託者の委託取引により発生した損益等を加減算した額から、(株)日本商品清算機構に取引証拠金として預託された額のうち委託者に返還請求権がある額を控除した額に、商品取引受託業務預り金を加算した額)

5. 純資産額規制比率

純資産額規制比率は、商品取引所法の規定に基づき同法施行規則の定めにより算出したものであります。

6. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株予約権の残高はありますが、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員を記載しております。なお、パート職員等の臨時雇用者については、該当事項はありません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	41
---------	----

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。なお、パート職員等の臨時雇用については、該当事項はありません。

## 第2【事業の状況】

## 1【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 受取手数料

当第1四半期会計期間の受取手数料は、次のとおりであります。

区分	金額(千円)
商品先物取引	
現物先物取引	
農産物市場	49,901
砂糖市場	2,045
貴金属市場	53,309
ゴム市場	19,025
石油市場	38,691
アルミニウム市場	53
小計	163,027
現金決済取引	
貴金属市場	557
石油市場	2,008
小計	2,566
商品先物取引計	165,593
外国為替取引	
外国為替保証金取引	1,413
外国為替取引計	1,413
商品投資販売業	
商品ファンド	65
商品投資販売業計	65
合計	167,073

(注) 消費税等は含まれておりません。

## (2) 売買損益

当第1四半期会計期間の売買損益は、次のとおりであります。

区分	金額(千円)
商品先物取引	
現物先物取引	
農産物市場	1,614
石油市場	317
合計	1,932

(注) 消費税等は含まれておりません。

## (3) 商品先物取引の売買高の状況

当第1四半期会計期間の売買高は、次のとおりであります。

区分	委託(枚)	自己(枚)	合計(枚)
現物先物取引			
農産物市場	56,078	882	56,960
砂糖市場	2,693	0	2,693
貴金属市場	96,331	0	96,331
ゴム市場	40,278	0	40,278
石油市場	53,044	304	53,348
アルミニウム市場	120	0	120
小計	248,544	1,186	249,730
現金決済取引			
貴金属市場	1,021	0	1,021
石油市場	3,678	0	3,678
小計	4,699	0	4,699
合計	253,243	1,186	254,429

(注) 1. 主な商品別の委託売買高とその総委託売買高に対する割合は、次のとおりです。

		当第1四半期会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	
取引所名	商品名	委託売買高(枚)	割合(%)
東京工業品取引所	金	48,370	19.1
	白金	44,035	17.4
	ゴム	40,278	15.9
	ガソリン	26,861	10.6
東京穀物商品取引所	Non-GMO大豆	25,596	10.1
	とうもろこし	17,511	6.9

2. 商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金1枚は1kg、ガソリン1枚は50klというように1枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

(4) 商品先物取引の未決済建玉の状況

当社の商品先物取引に関する売買高のうち、当第1四半期会計期間末において反対売買等により決済されていない建玉の状況は次のとおりであります。

区分	委託(枚)	自己(枚)	合計(枚)
現物先物取引			
農産物市場	4,896	0	4,896
砂糖市場	401	0	401
貴金属市場	4,547	0	4,547
ゴム市場	783	0	783
石油市場	2,529	0	2,529
アルミニウム市場	13	0	13
小計	13,169	0	13,169
現金決済取引		0	
貴金属市場	99	0	99
石油市場	222	0	222
小計	321	0	321
合計	13,490	0	13,490

(5) 外国為替保証金取引 取引高

当第1四半期会計期間の取引高は、次のとおりであります。

区分	取引高
米ドル (万ドル)	740
ユーロ (万ユーロ)	141
英ポンド (万ポンド)	727
豪ドル (万ドル)	71
ニュージーランドドル (万ドル)	178
カナダドル (万ドル)	42

(注) 上記金額は、顧客との相対取引による各通貨ごとの取引高であります。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第1四半期会計期間の国内商品先物市況は、国際的な資源価格等の高騰を背景に、TOCOM Index( 1)は417.75ポイント(前期末比+96.79ポイント)に上昇、TG Index( 2)は205.62ポイント(同+33.32ポイント)に上昇するなど、総じて堅調に推移しました。しかしながら、上場商品価格の乱高下や流動性の低下が嫌気されてか取引は終始低調に推移し、当第1四半期会計期間の全国商品取引所出来高(オプション取引含む)は1,277万枚(前年同期比28.4%減)、当第1四半期会計期間末の全商品取引所合計取組高は72万枚(前年同期末比39.1%減)に減少し、前期まで4期連続した市場規模の縮小がさらに続くこととなりました。

このように長引く厳しい事業環境のもと、当社は、悪化した事業環境への商品取引受託業務の適応に注力いたしました。5月には、当社設立以前の水準にまで縮小した市場規模に収益構造を適応させる目的で、委託手数料の一部引上げを実施いたしました。また、近年の流動性低下や取引ルールの変更の影響による商品先物取引のハイリスク・ハイリターン性の高まりを受けて、委託者の保護・支援体制の強化を目的として、業務運営体制の再構築に着手しました。これは、商品市況の著しい乱高下が、委託者の解約や取引の手控えを促し、当社の業容改善の足かせとなっていることから、これまで以上に委託者を保護・支援する必要性・重要性が増しているとの認識によるものであります。これらの取り組みの結果、委託手数料の一部引上げ実施後の6月には月次の受取手数料が3ヶ月ぶりに前月比プラスに転じたほか、商品先物取引に係る営業資産のうち、当第1四半期会計期間末の委託者数が過去最高の3,161名(前年同期末比0.5%増)、預り証拠金も6,779百万円に増加いたしました。しかしながら、流動性の低下や商品市況の乱高下の影響により取引が手控えられた結果、当第1四半期会計期間末の未決済建玉は13,490枚(同47.0%減)、当第1四半期会計期間の委託売買高は253千枚(前年同期比14.7%減)、商品先物取引に係る受取手数料は165百万円に減少しました。

以上の結果、営業収益165百万円、営業損失105百万円、経常損失106百万円、四半期純損失107百万円となりました。

1 TOCOM Index：東京工業品取引所全体の価格水準を表わす指標

2 TG Index：主に東京穀物商品取引所上場商品の価格水準を表わす指標

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前事業年度末に比べ87百万円減少し、1,139百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は76百万円となりました。主な増減の要因としては、委託者先物取引差金(借方)の減少により568百万円、預り証拠金の増加により508百万円資金が増加いたしました。また、差入保証金及び保管有価証券の増加により1,053百万円、税引前四半期純損失の計上により106百万円資金が減少いたしました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は11百万円となりました。これは主にソフトウェアの取得による支出9百万円によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果によるキャッシュ・フローの増減は発生しませんでした。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の拡充について完了したものは、次のとおりであります。

商品先物取引事業に係るオンライン取引システムの拡充は平成20年6月に完了しました。これによりオンライン取引システムのセキュリティが強化され、一部取引機能を改良したことにより顧客利便性が向上しております。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000
計	120,000

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	35,978	35,978	株式会社大阪証券取引所 (ヘラクレス市場)	-
計	35,978	35,978	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権付社債に係る新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年7月23日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1、2	261
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、2	261
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	67,952
新株予約権の行使期間	自平成16年7月24日 至平成20年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,952 資本組入額 33,976
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、辞任及び退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点において権利行使していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる0.01株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行う場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整する。

この場合、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価格で株式を新たに発行または自己株式を処分するときは（新株予約権または商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた新株引受権付社債の新株引受権の行使による場合を除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行う場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役、従業員または監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 権利者は、以下の区分に従って権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な権利数が1の整数倍でない場合は、1の整数倍に切り上げた数とする。
  1. 平成16年7月24日から同年12月31日までは4分の1
  2. 平成17年1月1日から同年12月31日までは2分の1
  3. 平成18年1月1日から同年12月31日までは4分の3
  4. 平成19年1月1日から平成20年7月23日まではすべて
- (3) この他の条件は、本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定めるところによる。

平成14年7月23日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1、2	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、2	40
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	69,641
新株予約権の行使期間	自平成17年4月1日 至平成20年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 69,641 資本組入額 34,821
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点において権利行使していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる0.01株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行う場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整する。この場合、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価格で株式を新たに発行または自己株式を処分するときは（新株予約権または商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた新株引受権付社債の新株引受権の行使による場合を除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行う場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

## 4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役、従業員または監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 権利者は、以下の区分に従って権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な権利数が1の整数倍でない場合は、1の整数倍に切り上げた数とする。
  1. 平成17年4月1日から同年12月31日までは4分の1
  2. 平成18年1月1日から同年12月31日までは2分の1
  3. 平成19年1月1日から同年12月31日までは4分の3
  4. 平成20年1月1日から平成20年7月23日まではすべて
- (3) この他の条件は、本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定めるところによる。

## 平成17年6月16日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1、2	964
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、2	964
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	98,598
新株予約権の行使期間	自平成19年6月17日 至平成23年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 98,598 資本組入額 49,299
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会及び取締役会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点において権利行使していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる0.01株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行う場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額を次の算式により調整する。  
この場合、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価格で株式を新たに発行または自己株式を処分するときは（新株予約権または商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた新株引受権付社債の新株引受権の行使による場合を除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行う場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役、従業員または監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 権利者は、以下の区分に従って権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な権利数が1の整数倍でない場合は、1の整数倍に切り上げた数とする。
  1. 平成19年6月17日から同年12月31日までは4分の1
  2. 平成20年1月1日から同年12月31日までは2分の1
  3. 平成21年1月1日から同年12月31日までは4分の3
  4. 平成22年1月1日から平成23年6月17日まではすべて
- (3) この他の条件は、本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定めるところによる。

旧商法に基づき発行した新株引受権付社債の新株引受権に関する事項は、次のとおりであります。

平成13年8月6日臨時株主総会決議

銘柄 (発行年月日)	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)		
	新株引受権の残高 (千円)	発行価格(円)	資本組入額(円)
平成20年8月15日満期第2回無担保社債(新株引受権付) (平成13年8月15日発行)	5,032	64,516	32,259
平成21年8月15日満期第3回無担保社債(新株引受権付) (平成13年8月15日発行)	20,387	64,516	32,259
平成22年8月15日満期第4回無担保社債(新株引受権付) (平成13年8月15日発行)	7,419	64,516	32,259

(注) 新株引受権の権利行使期間は次のとおりであります。

- 第2回無担保社債に係る新株引受権につきましては、平成13年9月1日から平成20年8月15日までであります。  
第3回無担保社債に係る新株引受権につきましては、平成13年9月1日から平成21年8月15日までであります。  
第4回無担保社債に係る新株引受権につきましては、平成13年9月1日から平成22年8月15日までであります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	35,978	-	1,695,236	-	896,338

## (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,978	35,978	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	35,978	-	-
総株主の議決権	-	35,978	-

## 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## 2 【株価の推移】

## 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	42,400	54,500	67,000
最低(円)	30,300	39,800	41,750

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次の通りであります。

## (1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	執行役員 営業本部長	佐藤 志生	平成20年7月31日

## (2) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役 (代表取締役)	執行役員C00 兼営業本部長	取締役 (代表取締役)	執行役員C00	織田 貴行	平成20年8月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、商品先物取引業の固有の事項については、日本商品先物取引協会により制定された「商品先物取引業統一経理基準」（平成20年3月5日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（平成20年6月2日改正）に準拠して作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,063,342	1,112,951
委託者未収金	11,745	21,272
売掛金	65	-
保管有価証券	313,911	259,143
差入保証金	6,148,583	5,149,391
委託者先物取引差金	<sup>3</sup> 423,511	<sup>3</sup> 992,088
預託金	200,000	200,000
その他	78,803	100,966
貸倒引当金	712	369
流動資産合計	8,239,251	7,835,445
固定資産		
有形固定資産	<sup>1</sup> 46,040	<sup>1</sup> 49,329
無形固定資産	288,622	285,550
投資その他の資産		
出資金	414,500	414,500
長期差入保証金	286,179	285,175
その他	38,956	40,027
貸倒引当金	8,927	8,957
投資その他の資産合計	730,708	730,745
固定資産合計	1,065,371	1,065,626
資産合計	9,304,623	8,901,071
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払法人税等	1,808	4,920
預り証拠金	6,465,206	6,029,152
預り証拠金代用有価証券	313,911	259,143
外国為替取引預り証拠金	107,961	90,624
その他	110,419	102,263
流動負債合計	6,999,307	6,486,103
固定負債		
退職給付引当金	26,323	28,951
固定負債合計	26,323	28,951
特別法上の準備金		
商品取引責任準備金	<sup>2</sup> 41,910	<sup>2</sup> 41,910
特別法上の準備金合計	41,910	41,910
負債合計	7,067,541	6,556,965

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,695,236	1,695,236
資本剰余金	896,338	896,338
利益剰余金	354,827	247,802
株主資本合計	2,236,748	2,343,773
新株予約権	332	332
純資産合計	2,237,081	2,344,106
負債純資産合計	9,304,623	8,901,071

(2)【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業収益	165,141
営業費用	271,085
営業損失( )	105,944
営業外収益	
受取利息	57
雑収入	0
営業外収益合計	57
営業外費用	
雑損失	185
営業外費用合計	185
経常損失( )	106,072
特別利益	
貸倒引当金戻入額	30
特別利益合計	30
特別損失	
固定資産除却損	37
前期損益修正損	232
特別損失合計	270
税引前四半期純損失( )	106,312
法人税、住民税及び事業税	712
四半期純損失( )	107,024

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純損失( )	106,312
減価償却費	29,368
貸倒引当金の増減額( は減少)	313
退職給付引当金の増減額( は減少)	2,627
固定資産除売却損益( は益)	37
受取利息及び受取配当金	57
前期損益修正損益( は益)	232
委託者未収金の増減額( は増加)	10,217
保管有価証券の増減額( は増加)	54,768
営業債権の増減額( は増加)	22,831
営業債務の増減額( は減少)	6,865
委託者先物取引差金(借方)の増減額( は増加)	568,577
差入保証金の増減額( は増加)	999,191
預り証拠金の増減額( は減少)	508,159
未収消費税等の増減額( は増加)	708
未払消費税等の増減額( は減少)	4,942
その他	37,747
小計	73,483
利息及び配当金の受取額	57
法人税等の支払額	2,736
営業活動によるキャッシュ・フロー	76,162
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	586
無形固定資産の取得による支出	9,100
差入保証金の差入による支出	1,507
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,194
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	87,356
現金及び現金同等物の期首残高	1,226,635
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,139,279

## 【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

## 【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

## 【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

## 【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は70,402千円であり ます。</p> <p>2.商品取引責任準備金 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条 の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上して おります。</p> <p>3.委託者先物取引差金 委託者の未決済玉を決済したと仮定して計算した委 託者の売買損(売買益)相当額を、委託者に代わって 株式会社日本商品清算機構に立替払いした(株式会社 日本商品清算機構から預かった)金額であります。 この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ご とに差損益金を算定した上でこれらを合計して算出し たものであります。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は66,906千円であり ます。</p> <p>2.商品取引責任準備金 同左</p> <p>3.委託者先物取引差金 同左</p>

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであ ります。	
役員報酬	14,200千円
従業員給与	59,533千円
退職給付費用	2,023千円
法定福利費	7,614千円
福利厚生費	2,649千円
人件費合計	86,021千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金	1,063,342千円
商品取引責任準備預金	41,910千円
預託金に含まれる委託者保護基金 余剰預託額	136,857千円
その他預金	19,010千円
現金及び現金同等物	1,139,279千円
2. 営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれるその他預金とは、外国為替保証金取引に係る預り証拠金等の委託者に帰属する資産を、金融商品取引法第43条の3の規定に基づいて区分管理している資産であります。	

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 35,978株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

平成13年新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 509株

新株予約権の四半期会計期間末残高 332千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

前事業年度末から著しい変動がないため記載を省略しております。

(持分法損益等)

当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 62,169.90円	1株当たり純資産額 65,144.63円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失( ) 2,974.73円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株予約権の残高はありますが、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純損失( )(千円)	107,024
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	107,024
期中平均株式数(株)	35,978
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

前事業年度末から著しい変動がないため記載を省略しております。

## 2【その他】

(1) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(2) 訴訟

提出日現在、当社が受託した商品先物取引に関して1件の損害賠償請求が提訴され、係争中であります。係争金額は17,250千円であり、商品先物取引に係るリスクの説明義務違反等の違法行為があったとして提起されたものであります。これに対し、当社は何らの違法行為が無いことを主張しておりますが、本訴訟は係争中であるため、現時点で結果を予測するのは困難であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年7月29日

SBIフューチャーズ株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西岡 雅信 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山澄 直史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSBIフューチャーズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、SBIフューチャーズ株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。